

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子供も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。

本校では、児童生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるようにして、児童が自己肯定感や自己有用感を育むようにする。そして、家庭・地域社会・関係諸機関との連携のもと、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めるためにいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するためのいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」を設置

いじめのささいな兆候や懸念、児童・保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，保健主任，教育相談係，学年主任

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー等と連携する。

(3) 毎月，1回開催する。（企画委員会）

3 いじめ未然防止に関する取組

(1) いじめの未然防止の取組

「いじめは人間として絶対に許されない。」ということをもとに全職員が共通理解し、未然防止への取組を一体となって行っていく。

① 全校体制による「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員の共通理解を図る。
- ・ 前年度からの気になる児童について、情報交換を行い全職員の共通理解を図る。

② 教職員の指導力向上

- ・ いじめに対する意識向上を図り、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止する具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるために適切な研修等を計画的に行う。

③ 児童の心が育つ学級づくり・学校づくり

- ・ 日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」ということを、児童一人一人の心に深く刻み込む指導を行う。
- ・ ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保障された学級づくりを行う。
- ・ 人権旬間の取り組みによって、誰もが不当な差別やいじめを受けずに大切にされるべきであることを理解する。

④ 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり。

- ・ 基礎的・基本的事項の確実な習得を図る。
- ・ 仲間との関わりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくりを行う。
- ・ 特別な支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導を実施する。

4 いじめの早期発見の取組

いじめ問題は、突然起こるのでなく、その前に予兆が見られる。「生活リズムが乱れている。」「友達同士のつきあいが変わってきている。」「表情が変わってきた。」など児童の様子をしっかりと把握していくことで早期発見・早期対応が行える。

① 定期的な情報交換による共通理解の推進

- ・ 学年会（週1回）による情報交換
いじめのささいな兆候や懸念を見逃さないように努める。
- ・ いじめアンケート（年3回） 学校楽しーと（年2回）
全学級担任によって実態の把握、分析、対策の検討を行い、児童の小さなサインを見逃さない。

② 相談しやすい環境作り

- ・ 全保護者対象の教育相談を実施し、気軽に相談できる信頼関係作りに努める。
- ・ 教師と児童、児童間に心のつながりのある関係（リレーション）づくりを進めて自己有用感を育てる。
- ・ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・ 聞き取りやいじめに関する対応をする時には、できるだけ複数の職員で対応する。

④ 研修による教師のスキル向上

- ・ 夏季休業中に行われる校内での生徒指導研修に外部講師を招聘して、早期発見及び発見時における声かけ等のスキルを向上する。

5 いじめに対する措置（いじめ事案への早期対応）

（1）いじめに対する措置の基本的な流れ

① 迅速な対応

- ・ いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた組織的な指導・支援体制で対応する。

② 問題解決に向けた取組

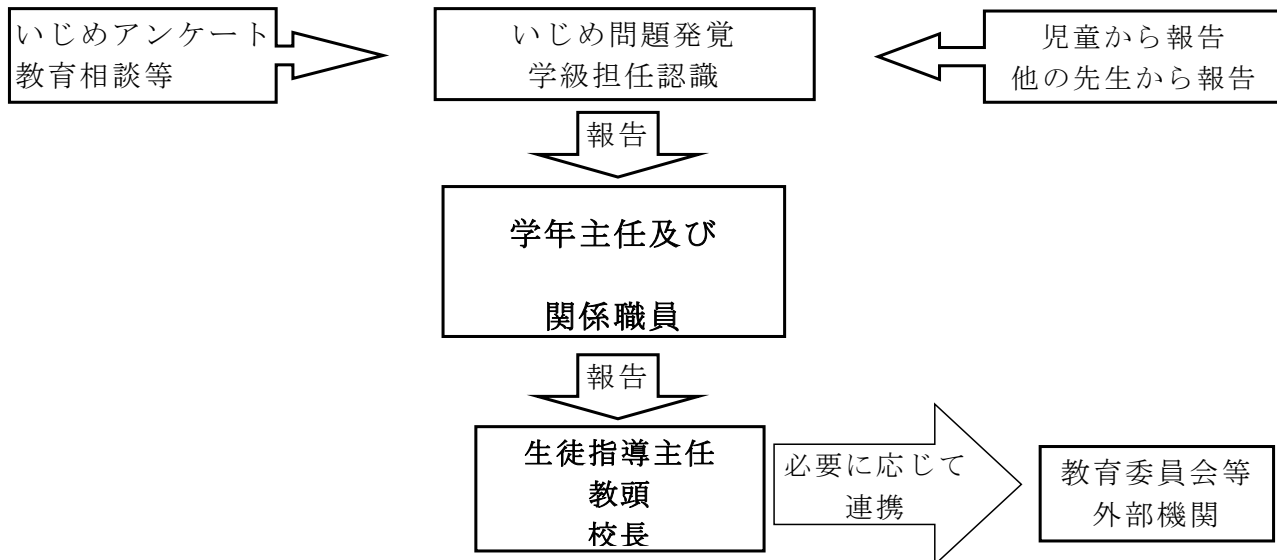
- ・ 問題解決に向けた被害者・加害者への対応について、メンバーの適切な構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外

部の専門家，関係機関と連携して対応する。

③ 心のケア

- ・ 問題が解消したと判断した場合も，その後の児童生徒の様子を見守り，継続的な指導・支援を行う。

(2) 迅速な問題解決への流れ

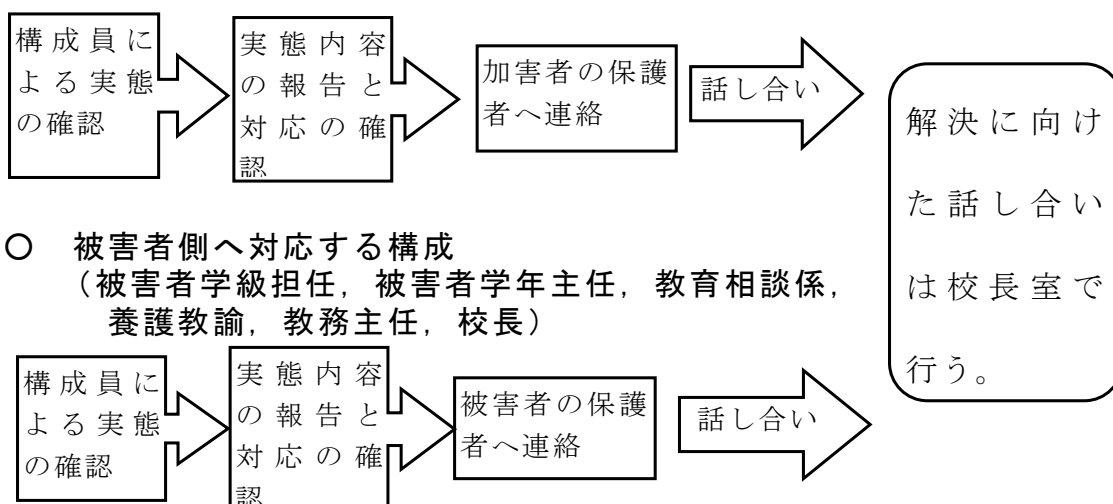


※ 問題が発覚し，校長に報告した後は職員連絡会や連絡の時間等を生かして全職員で事態の共通理解を図り，実態把握と解決に努める。

(3) 加害児童・被害児童別の構成及び対応

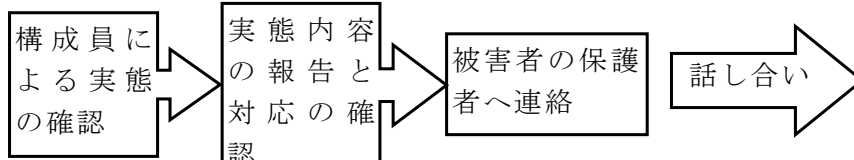
○ 加害者側へ対応する構成及び対応

(加害者学級担任，加害者学年主任，生徒指導主任，教頭)



○ 被害者側へ対応する構成

(被害者学級担任，被害者学年主任，教育相談係，養護教諭，教務主任，校長)



※ クラブ活動，委員会等の特別活動や少年団活動などでの事例に関しては関係職員も関わることにする。

○ 実態把握における留意点。

- ① 事実を正確に把握するために，同じ時間帯で個別に聞き取るようにする。
- ② 事実確認の職員で個別に聞き取った内容の整合性を話し合う。
- ③ 整合性が見られるようにじっくり聞き取りを行う。必要に応じて周囲の児童からも情報を収集する。
- ④ しっかりした事態を把握したのち，内容の報告と対応を校長に確認する。

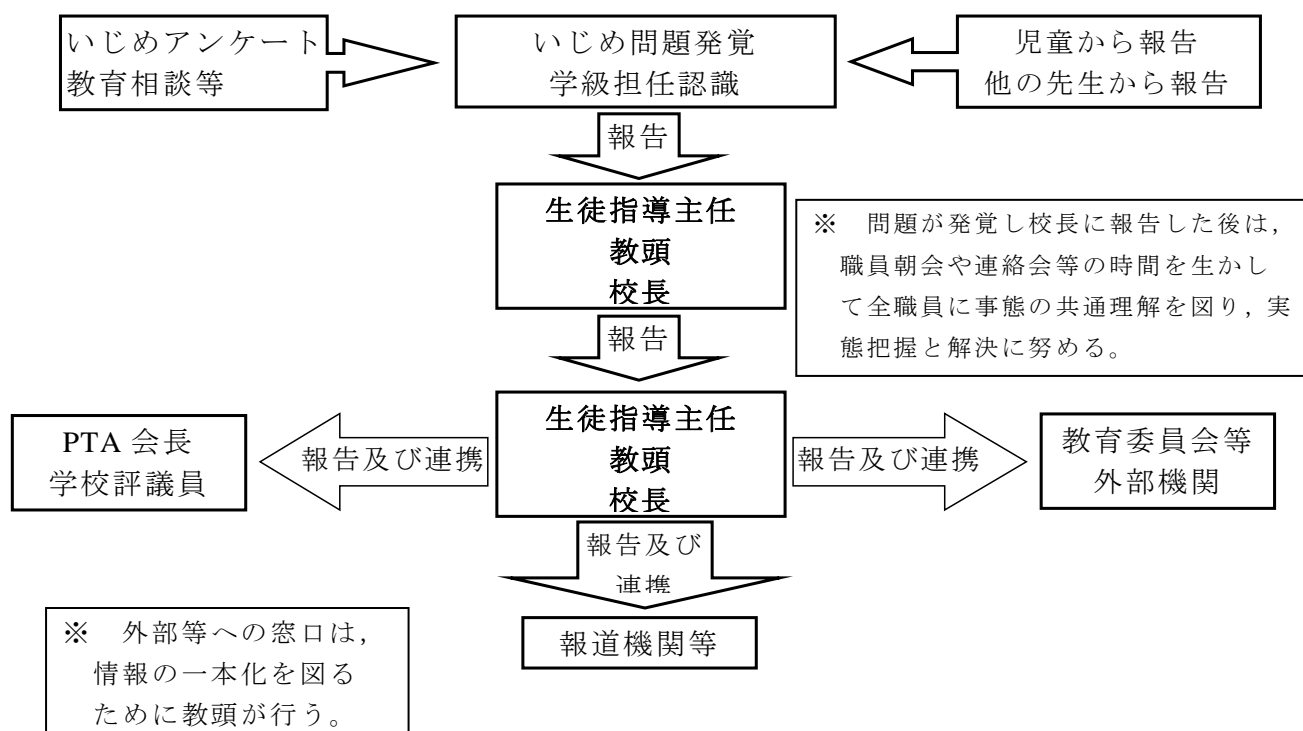
6 重大事態への対応（第二十八条より）

国の基本方針に基づき，いじめ問題で以下の事態を「重大事態」と位置付け対応していく。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ① 重大事態と同種の事態の発生については，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

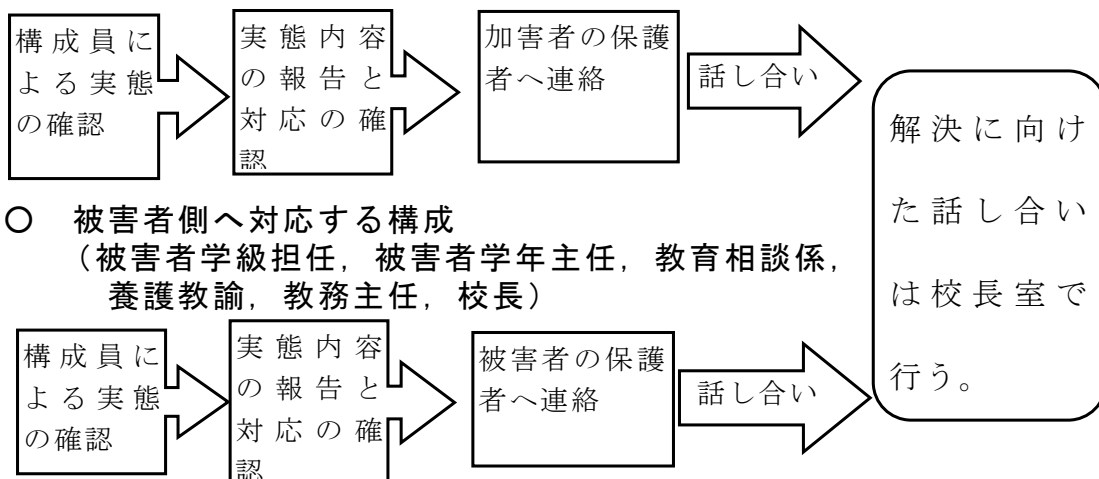
(1) 重大事態前のいじめ問題への対応



(2) 実態を把握するための構成及び対応

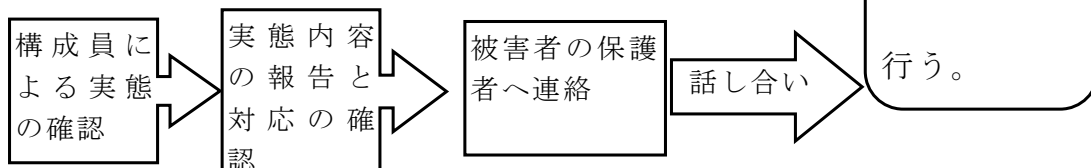
○ 加害者側へ対応する構成及び対応

(加害者学級担任, 加害者学年主任, 生徒指導主任, 教頭)



○ 被害者側へ対応する構成

(被害者学級担任, 被害者学年主任, 教育相談係, 養護教諭, 教務主任, 校長)



※ クラブ活動, 委員会等の特別活動や少年団活動などでの事例に関しては関係職員も関わることにする。

○ 実態把握における留意点。

- ① 事実を正確に把握するために, 同じ時間帯で個別に聞き取るようにする。
- ② 事実確認の職員で個別に聞き取った内容の整合性を話し合う。
- ③ 整合性が見られるようにじっくり聞き取りを行う。必要に応じて周囲の子供たちからも情報を収集する。
- ④ しっかりした事態を把握したのち, 内容の報告と対応を校長に確認する。

(3) 被害者及び被害者保護者の心のケアについて

① 被害者児童が安心できる場の設置

被害者児童が安心して学校に通えるように保健室や校長室などを活用できるようにする。その際, 養護教諭や校長が支援していく。

② 被害者及び被害者保護者の心のケア

スクールカウンセラーなど外部の専門家を招聘して心のケアに努める。

(4) 保護者, 報道機関への説明について

① 情報開示による信頼回復

全保護者, 全職員が参加する臨時PTA総会を開き, 実態と対応についての説明を行う。噂など間違った情報が独り歩きしないようにするとともにこれからの学校の対応の仕方を明確に伝えるようにする。

② 窓口の一本化による正しい情報の伝達

各関係機関からの窓口を一本化(教頭)とすることで, 正しい情報が伝わるようにする。

7 年間計画

月	児童・保護者	職員	
4	○ あいさつ運動 標語・ポスター作り ○ 家庭訪問	○ 前学年担当との確実な引き継ぎ ○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 情報交換タイムによる共通理解 ◇ 生徒指導主任担当者会	○ 年間活動計画の確認
5	○ 市いじめ防止啓発強調月間	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 情報交換タイムによる共通理解	
6	○ 教育相談 ○ 学校楽しーと	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 情報交換タイムによる共通理解	○ アンケートの分析・データ入力
7	○ 教育相談 ○ いじめ実態調査（市報告） ○ 教育相談	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 情報交換タイムによる共通理解	○ アンケートの分析 ○ 学期末（評価・改善）
8	○ 教育相談 ○ 生徒指導研修	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 校内生徒指導研修 ◇ 生徒指導主任担当者会	
9	○ いじめを考える週間	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会	
10	○ 学校楽しーと	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 情報交換タイムによる共通理解	○ アンケートの分析・データ入力
11	○ 「いのちを」考える週間 ○ 教育相談 ○ 人権旬間 ○ 学校楽しーと	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ◇ 生徒指導主任担当者会 ○ 情報交換タイムによる共通理解	
12	○ いじめ実態調査（市報告） ○ 人権旬間	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 情報交換タイムによる共通理解	○ アンケートの分析 ○ 学期末（評価・改善）
1		○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 情報交換タイムによる共通理解 ◇ 生徒指導主任担当者会	
2	○ ひまわり集会（人権集会） いじめ実態調査	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会	
3	○ いじめ実態調査（市報告）	○ 毎週の学年会による情報交換 ○ 対策委員会による報告会 ○ 情報交換タイムによる共通理解	○ アンケートの分析 ○ 学年末（評価・改善）

8 その他

いじめ防止基本方針は学校ホームページで公表するとともに毎年見直しを行い改善に努めていく。